2　公共下水道管理者等が行う点検への協力
道路管理者は、第１の４により事業計画に道路管理者の協力が必要な事項が記載されたときは、当該事業計画に基づき公共下水道管理者又は流域下水道管理者が行う点検に協力するものとする。（第二十八条の三関係）
3　道路の占用許可制度の見直し
⑴　道路の占用の許可を受けようとする者が道路管理者に提出しなければならない申請書の記載事項に、工作物、物件又は施設（電柱、電線、水管、下水道管、ガス管その他その維持管理が適切に行われることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の維持管理に関する事項を追加するものとする。（第三十二条第二項関係）
⑵　道路占用者は、道路の占用に関する工事（道路の地下に設ける工作物、物件又は施設に係るものに限る。）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その完了時における工作物、物件又は施設の状況を示す図面その他必要な図面を添えて、その旨を道路管理者に届け出なければならないものとする。（第三十二条第四項関係）
4　その他
その他所要の改正を行う。
第３　道路整備特別措置法の一部改正
1　東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わって、第２の１による占用物件等維持修繕協定の締結及び第１の４⑵による協議等を行うものとする。（第九条第一項及び第十七条第一項関係）
2　その他所要の改正を行う。
第４　附則
1　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）
2　所要の経過措置を定める。（附則第二条から第四条まで関係）
3　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第五条関係）
4　その他所要の改正を行う。

―――――――――――――

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（政令第二百三十号）（環境省）
1　太陽電池発電所の設置の工事の事業等の第一種事業及び第二種事業の要件を改める。（本則関係）
2　この政令は、令和九年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
3　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

―――――――――――――

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第二百三十一号）（厚生労働省）
1　下地島空港を新たに検疫飛行場として定める。（別表第一関係）
2　下地島空港について検疫所長が検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域を定める。（別表第三関係）
3　この政令は、令和八年七月三十日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

法　律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十三号

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律

第一条から第三条までを次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、勤労青年その他の多様な生徒の特性に配慮しつつ行う高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の定時制教育及び通信教育の重要性に鑑み、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり、教育の機会均等を保障するとともに、高等学校の定時制教育及び通信教育の水準の維持向上を図るため、その振興並びに適正な実施及び運営の確保（以下「振興等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、高等学校の定時制教育及び通信教育を受ける生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、もつて豊かな人生を送ることに資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「定時制教育」とは、高等学校が定時制の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。）で行う教育をいう。

2　この法律において「通信教育」とは、高等学校が通信制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。）で行う教育をいう。

（国の責務）

第三条　国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上のために国が果たすべき役割を踏まえ、専門教育の充実、就職の支援、高等教育との円滑な接続その他の定時制教育及び通信教育の振興等のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国は、地方公共団体が行う定時制教育及び通信教育の振興等のための施策に関し、情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助を行うよう努めなければならない。

第六条中「第四条」を「第六条」に改め、同条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　地方公共団体は、前項の責務を遂行するに当たつては、定時制教育及び通信教育の振興等に関する総合計画を策定するよう努めなければならない。